

実施に当たってのQ&A

問1 取組の目的は何か。

・都道府県及び市町村の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者や障害者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）や民生委員等の福祉関係者等にご協力いただき、高齢者や障害者宅を訪問する際に、本人と一緒に災害リスク等を確認していただくことを通じて、高齢者や障害者の方々に事前に自宅の災害リスクを把握し、災害時にとるべき行動について理解していただくことを目的としております。

問2 福祉関係者等は何を行えばよいのか。

・「ハザードマップ」「避難行動判定フロー（別添）」「避難情報のポイント（別添）」の3点を用いて、高齢者や障害者本人と一緒に、居住地の水害や土砂災害に関するリスクや災害時に取るべき行動について確認してもらうことを想定しています。

問3 ハザードマップとは何か。

・「ハザードマップ」とは、一般的に「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図」とされています。防災マップ、被害予測図、被害想定図、アボイド（回避）マップ、リスクマップなどと呼ばれているものもあります。

<https://www.gsi.go.jp/hokkaido/bousai-hazard-hazard.htm>

問4 ハザードマップはどこで入手できるのか。

・本取組の実施に際しては、各市町村からハザードマップを各戸に配布又は回覧することとしておりますが、もしお手元にはない場合には各市町村のホームページにおいて公表、又は各市町村の窓口において配布されております。

- ・ハザードマップの配布・回覧状況については、各市町村にお問い合わせください。
- ・「ハザードマップ」等の内容が分からない場合などには、防災担当部局等に対して、これらの資料についての説明を受けるなどの支援を依頼して下さい。

問5 避難行動判定フロー、避難情報のポイントとは何か。

・「避難行動判定フロー（別添）」とは、ハザードマップとあわせて確認することより、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるようにした資料です。

・「避難情報のポイント（別添）」とは、「避難」の意味や適切な避難先、警戒レベル、警戒レベル相当情報、避難の呼びかけ等をわかりやすく簡潔に解説した資料です。

・これらの資料も本取組の実施に際して、各市町村からハザードマップと一緒に各戸に配布又は回覧することとしておりますが、もしお手元にはない場合には以下のURLにて公開しております。<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/pdf/houkoku/campaign.pdf>

問6 具体的にどういった手順で、何を確認すればいいのか？

- ・まずは「避難行動判定フロー」の手順に基づいて、ハザードマップ上で居住地の災害リスクととるべき行動について確認してください。
- ・その上で、「避難情報のポイント」を用いて、市町村から発令される避難情報の意味やポイントについて確認してください。
- ・より具体的な実施方式については、市町村防災担当部局にお問い合わせください。

問7 福祉関係者等は本取組をどのような機会に行えばよいか。

・福祉関係者等の方々が普段の活動の中で在宅の高齢者や障害者宅を訪問する機会を利用して行っていただくことを想定しております。なお、居宅訪問等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、必要な対応をとっていただいた上で、可能な範囲での取組の実施をお願いいたします。

問8 ハザードマップには、津波、洪水、火山等様々なものがあるが、どのハザードマップを説明すればよいか。

- ・この文書は、令和2年度出水期に向けて展開する「避難の理解力理解力向上キャンペーン」への参画に関する依頼であることから、協力をお願いする対象は、主に水害（洪水、内水、高潮）や土砂災害に関するハザードマップになります。
- ・なお、地域によって災害リスクは異なるため、これらのハザードマップ以外についても地域の実情を踏まえて、一緒に取り組んでいただくとより効果的です。

問9 本人の心身の状況から判断して、災害時に自力での避難が困難であり、避難支援を要すると思われる方についてはどう対応すればいいのか。

・ご家族や近隣の地域住民等と具体的な避難支援の方法等について検討しておくことが大切です。特に居住地の災害リスク等を確認する中で、避難を支援する者がいない、避難経路が未整備、避難手段がない等の事情が明らかになった場合、市町村が作成する避難行動要支援者名簿への記載等、必要な支援につなぐため、本人ともご相談のうえ、居住地の市町村防災担当部局に報告いただくとより効果的です。

問10 福祉関係者等は、具体的にいつまでに本取組を実施すればいいのか。

・この文書は、令和2年度出水期に向けて展開する「避難の理解力理解力向上キャンペーン」への参画に関する依頼であることから、出水期に避難の実効性が確保されるよう順次実施していただくようお願いいたします。なお、出水期とは、集中豪雨（梅雨）、台風等洪水が起きやすい時期をさし、一般的に6月～10月までの期間をいいます。